



Title	資料
Author(s)	
Citation	地域環境研究：環境教育研究マネジメントセンター年報, 6, pp.47-60; 2014
Issue Date	2014-05-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/34425
Right	

This document is downloaded at: 2019-02-22T10:28:48Z

IV. 資料

1 会議開催記録

(1) 環境教育研究マネジメントセンター運営委員会

2013年度

第1回 2013年4月23日(火)

- ・昨年度の活動報告案について
- ・今年度の事業計画案について
- ・その他

第2回 2013年10月22日(火)

- ・今年度の事業進捗状況について
- ・2013年度第3回「環境科学部フィールドスクール」開催について
- ・その他

2 環境教育研究マネジメントセンターに関する規約

○長崎大学環境科学部環境教育研究マネジメントセンター内規

平成 23 年 3 月 18 日
学部教授会決定

(設置)

第 1 条 長崎大学環境科学部(以下「本学部」という。)に、長崎大学環境科学部環境教育研究マネジメントセンター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、地域の行政、研究機関、教育機関、市民団体等と連携した環境教育研究に関するマネジメント活動を活性化することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動・業務を行う。

- (1) 環境に関する共同研究の実施に関すること
- (2) 市民を対象とした環境教育の実施に関すること
- (3) 環境マネジメントシステムの構築運営に関すること
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第 4 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼務教員
- (4) その他センター長が必要と認めた者

第 5 条 センター長は、本学部の教授をもって充てる。

2 センター長は、学部長が選考し、命ずる。

3 センター長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの業務を掌理する。

5 第 3 項の規定にかかわらず、センター長の任期は、当該センター長を選考した学部長の任期の終期を超えることはできないものとする。

(職員の任命)

第 6 条 第 4 条第 2 号から第 4 号の職員は、センター長の推薦に基づき、学部長が命ずる。

(組織)

第 7 条 センターには、必要に応じ活動に関する部門を置くことができる。

(運営委員会)

第 8 条 センターに、センターの運営に係る具体的事項を審議するため、長崎大学環境科学部環境教育研究マネジメントセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第 9 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 文教地区事務部総務課環境科学部総務班長
- (4) 教育研究担当副学部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項第 5 号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 10 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第 11 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(意見の聴取)

第 12 条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第 13 条 センターの事務及び運営委員会の事務は、文教地区事務部総務課において処理する。

(補則)

第 14 条 この内規に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この内規は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

2 この内規施行後最初の第 9 条第 1 項第 5 号委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 1 月 18 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○長崎大学環境科学部雲仙 E キャンレッジ交流センター使用に関する内規

平成 21 年 3 月 19 日
教授会決定

(趣旨)

第 1 条 長崎大学環境科学部(以下「本学部」という。)の雲仙 E キャンレッジ交流センター(以下「センター」という。)の管理及び使用に関しては、別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 センターは、本学部と長崎県環境部及び雲仙市の連携・協力に関する協定に基づき、雲仙 E キャンレッジプログラムの推進のための環境教育及び研究の進展に資するとともに、地域の学術文化の向上に寄与することを目的とする。

(使用の範囲)

第 3 条 センターは、本学部が主催する講義、講演会、公開講座、研究会その他の諸行事に使用するものとする。

2 次の各号の一に該当する場合には、本学の職員、学生及び雲仙市等の団体に使用させることができる。

- (1) 職員の団体が、講演会、研究会等に使用する場合
- (2) 全学の課外活動団体として認められている学生団体又は学部の課外活動団体として認められている学生団体が、当該学生団体の顧問教員の承認を得て研究会、発表会等に使用する場合
- (3) 雲仙市及び雲仙市の団体が、研究会、発表会等に使用する場合
- (4) その他環境科学部長が適当と認める場合

(使用承認の基準)

第 4 条 センターの使用を承認する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この内規に定める要件を満たしていること
- (2) 収益を図るための入場料を徴収しないものであること
- (3) 過去においてセンターの使用承認の条件に違反した事実がないこと
- (4) その他センターの使用が適当なものとして認められること

(使用承認の申請)

第 5 条 センターを使用しようとするときは、使用者のうちから使用責任者を定め、所定の雲仙 E キャンレッジ交流センター使用承認(変更)申請書を、環境科学部長又は雲仙市政策企画課に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として、使用しようとする日の 6 月前から 1 週間前までの間に行わなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第 6 条 環境科学部長は、前条に規定する申請を適当と認めるときは、必要な条件を付して使用を承認し、所定の雲仙 E キャンレッジ交流センター使用(変更)承認書を、使用責任者に交付するものとする。

(使用承認の優先順位)

第 7 条 使用の申請が同一日時に重複する場合の使用承認の優先順位は、申請の受付順とする。

(使用料等)

第 8 条 センターの使用料は無料とする。

(使用の変更又は中止)

第 9 条 使用の日時等を変更しようとするときは、使用責任者は、原則として、使用予定日の 3 日前までに所定の雲仙 E キャンレッジ交流センター使用承認(変更)申請書を環境科学部長又は雲仙市政策企画課に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請及び承認については、第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定を準用する。
- 3 使用を中止するときは、使用責任者は速やかに環境科学部長又は雲仙市政策企画課に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第 10 条 環境科学部長は、次の各号の一に該当する場合には、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 環境科学部又は雲仙市が緊急に使用する必要が生じたとき
 - (2) 使用する団体がこの内規及び使用承認の条件に違反したとき
 - (3) 雲仙Eキャンレッジ交流センター使用承認(変更)申請書に虚偽の記載があったとき
 - (4) センターの管理運営上重大な支障があると認められるとき
- 2 前項の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させたことによって、使用する団体に損害が生じた場合においても、環境科学部及び雲仙市は、その責を負わないものとする。
- 3 使用の承認を取り消し、又は使用を中止させるときは、使用責任者に通知する。

(遵守事項)

第 11 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと
- (2) 承認を受けた場所及び設備以外は使用しないこと
- (3) 火気の取扱いに注意すること
- (4) ごみ(廃棄物)については各自が持ち帰ること
- (5) 小浜バスセンター内の駐車場の駐車利用をしないこと
- (6) 施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)の保全に留意すること
- (7) 承認を受けた施設等を他の者に転貸しないこと
- (8) センターに特別の工作又は原状を変更しないこと
- (9) この内規及び使用承認の条件に違反しないこと
- (10) その他環境科学部教育研究マネジメントセンターの職員(以下「担当係員」という。)がセンターの維持管理のために行う指示に従うこと

(原状回復)

第 12 条 使用責任者は、使用が終了し、又は第 11 条第 1 項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちにセンターを原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 使用する団体が、故意又は過失により、施設等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(事故の責任)

第 14 条 使用責任者は、センターの使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

(担当係員の入室)

第 15 条 使用する団体は、担当係員が維持管理のためセンターに立ち入る場合は、これを妨げてはならない。

(事務)

第 16 条 センターの管理及び使用に関する事務は、環境科学部環境教育研究マネジメントセンター及び雲仙市政策企画課において処理する。

(補則)

第 17 条 この内規に定めるもののほか、センターの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 21 年 3 月 20 日から施行する。

○長崎大学環境科学部環境教育研究マネジメントセンター年報『地域環境研究』刊行内規

平成23年2月16日
学部教授会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、『地域環境研究』(以下「年報」という。)の刊行を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 年報は、和文では『地域環境研究』、英文では『REGIONAL ENVIRONMENTAL STUDIES, NAGASAKI UNIVERSITY』と称する。

(掲載原稿の種類)

第3条 年報に掲載するものは、原則として環境教育研究マネジメントセンター(以下「センター」という。)の年間活動報告及び地域活動に関する実践報告・論文等とする。

(年報の刊行回数)

第4条 年報は、原則として年1回刊行する。

(編集)

第5条 年報の編集実務は、編集委員会が行う。

(編集委員会)

第6条 編集委員会は、センター運営委員より選出する。

(原稿の掲載)

第7条 実践報告・論文等の原稿の掲載については、編集委員会の閲読にもとづき編集委員会で決定する。

2 掲載できないと判断された原稿は、理由を明記して投稿者に返却する。

(投稿資格)

第8条 年報に投稿できる者は、環境科学部の教育研究を担当する長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科専任教員(以下「専任教員」という。)及び専任教員の推薦を受け編集委員会が認めた者とする。

(投稿締切日)

第9条 実践報告・論文等の原稿は、原則として、2月末日までに編集委員会に提出しなければならない。なお、原稿採択日をもって「受理年月日」とする。

(校正)

第10条 校正は、原則として2校までとする。

2 校正は、編集委員会を経由して投稿者の責任において速やかに行わなければならない。

3 校正は、誤植等の訂正のみに限るものとし、校正時における加筆等は一切認めない。

(発行期日)

第11条 年報の発行期日は、5月31日とする。

(経費負担)

第12条 年報刊行に要する経費は、1ページにつき千円を上限として投稿者の実費負担とし、残額をセンター運営経費負担とする。また、カラー写真、カラー図表等の実費については、別途投稿者の負担とする。ただし、センター運営委員会が認めた場合は投稿者負担を免除することがある。

2 共著の場合の前項に規定する投稿者負担費用は、共著者で負担する。

3 専任教員の推薦により投稿しようとする者の投稿者負担費用は、推薦者が負担する。

(別刷)

第13条 別刷は、投稿者の実費負担により必要部数を投稿者に配布する。

(年報の配布)

第14条 年報の配布先は別に定める。

(補則)

第15条 この内規に定めるもののほか、年報の刊行に関し必要な事項は、センター運営委員会において審議し決定する。

附 則

この内規は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月10日から施行し、平成25年4月1日から運用する。

○長崎大学環境科学部と長崎県環境部及び雲仙市の連携・協力に関する協定書

平成19年4月27日

締結

長崎大学環境科学部(以下「甲」という。)及び長崎県環境部(以下「乙」という。)並びに雲仙市(以下「丙」という。)は、次のとおり連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲・乙・丙が、連携・協力し、雲仙市域における環境教育及び環境施策の研究・充実に図るための地域の拠点を形成することを目的とする。

(連携・協力内容)

第2条 甲・乙・丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- (1) 大学及び市民が一体となった環境教育研究に関すること。
- (2) 環境の特性に適合した持続可能な地域づくりの実践に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動プログラムに関すること。

(協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲・乙・丙で構成する雲仙Eキャンレッジ推進協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第4条 連携・協力にかかわる連絡調整及び事務処理のため、規約に定める幹事及び事務局を置く。

(分担)

- 第5条 甲は、教育活動、研究活動を行うとともに演習研究用の装置の整備・運営を行う。
- 2 乙は、雲仙市域における環境教育研究及び持続可能な地域づくりのための活動を支援する。
- 3 丙は、持続可能な地域づくりのための活動を実践するとともに環境教育研究に必要な施設の整備を行う。

(補則)

第6条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は改訂の必要がある場合若しくはこの協定に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙及び丙が協議して処理するものとする。

この協定書は、3通作成し、甲と乙及び丙が各1通所持する。

平成19年4月27日

甲 長崎大学環境科学部長

乙 長崎県環境部長

丙 雲仙市長

○長崎大学環境科学部・長崎県環境部・雲仙市の連携による雲仙Eキャンレッジ推進協議会規約

(設置)

第1条 長崎大学環境科学部と長崎県環境部及び雲仙市は、雲仙市域における「市民と一体となった環境教育研究」及び「環境の特性に適合した持続可能な地域づくりの実践」を推進するため雲仙Eキャンレッジ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
環境の特性に適合した適正な技術の活用と持続可能な生活空間(村)づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、長崎大学環境科学部と長崎県環境部及び雲仙市の委員をもって組織する。

2 長崎大学環境科学部の委員は、学部長及び学部長の指名する教授とする。

3 長崎県環境部の委員は、環境部長及び環境部未来環境推進課長とする。

4 雲仙市の委員は、市長、副市長及び関係部長とする。

(代表)

第4条 協議会の代表は、長崎大学環境科学部長をもって充てる。

(協議会の招集)

第5条 代表は、協議会を招集し、議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に必要な応じて専門部会を置く。

2 専門部会は、協議会から依頼された事項について調査・研究を行う。

3 専門部会に、部会長及び専門部委員を置く。

4 部会長は、委員の内から、専門部員は、委員又は調査及び研究事項に関し識見を有する者の内から、代表が委嘱する。

(幹事及び事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため幹事及び事務局を置く。

2 幹事は、長崎大学環境科学部長の指名する教授をもって充てる。

3 事務局は、長崎大学環境科学部に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年4月27日から施行する。

この規約は、平成20年7月29日から施行する。

○長崎大学環境科学部雲仙 E キャンレッジ交流センター使用の手引き

1 施設の概要

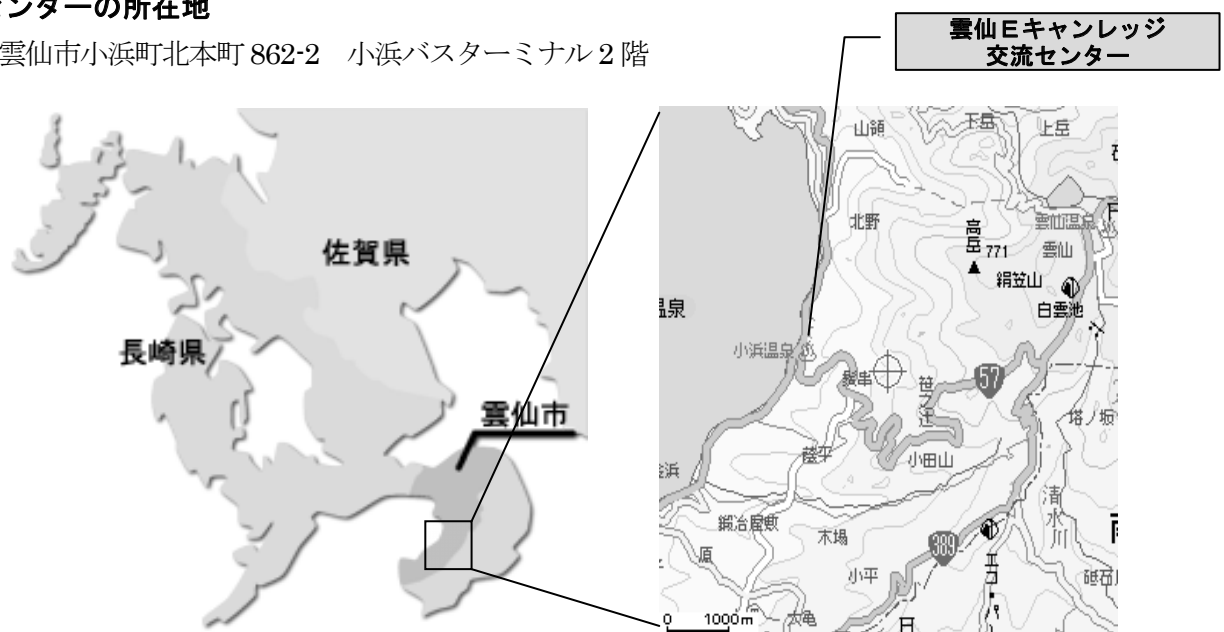
長崎大学環境科学部の雲仙 E キャンレッジ交流センター（以下「センター」という。）は、長崎大学環境科学部と長崎県環境部及び雲仙市の連携・協力に関する協定に基づき、雲仙 E キャンレッジプログラムの推進のための環境教育及び研究の進展に資するとともに、地域の学術文化の向上に寄与することを目的に設置されたものです。

本センターは、雲仙市小浜町の小浜バスターミナルの 2 階を長崎大学環境科学部が借り上げているものです。

本センターには、教育・研究に使用する学習研究室 1・2 のほかに講演会やセミナー等に使用するセミナー室、多目的室を備えております。

●センターの所在地

雲仙市小浜町北本町 862-2 小浜バスターミナル 2 階



●センター案内図

	セミナー室 (エアコンあり) 108m ²	学習研究室 1 36m ²	学習研究室 2 45m ²
	多目的室 108m ²	トイレ	

2F

●**使用できるおもな備品**(詳細は、環境科学部環境教育研究マネジメントセンターまでお問い合わせください。)

1. プロジェクター使用機器類(液晶モニター1台、映写スクリーン等)
2. ワイヤレスマイク、スピーカー
3. 椅子と長机(セミナー室で約 80 名収容可能。多目的室への移動も可。)
4. エアコン(セミナー室のみ)

2 センター使用の範囲

本センターは、環境科学部が主催する講義、講演会、公開講座、研究会その他の諸行事に使用する目的で設置されたものですが、長崎大学の職員、学生及び雲仙市等の団体で下記の場合にも利用ができます。

1. 長崎大学の職員の団体が、講演会、研究会等に使用する場合。
2. 長崎大学の全学の課外活動団体として認められている学生団体又は学部の課外活動団体として認められている学生団体が、当該学生団体の顧問教員の承認を得て研究会、発表会等に使用する場合。
3. 雲仙市及び雲仙市の団体が、研究会、発表会等に使用する場合。
4. その他、環境科学部長が適当と認める場合。

3 使用申し込みの方法

1. 予約の申し込みは、使用したい日の 6 か月前から 1 週間前まで受け付けています。
2. 本センターの使用料は無料です。
3. 収益を図るための入場料は徴収できません。
4. 使用权を第三者に譲渡したり、転貸したりすることはできません。
5. 本センターを使用しようとする者は、使用許可(変更)承認申請書(別紙表面)に必要事項を記入して、下記のいずれかの窓口に郵送・メール等の方法で申し込んでください。

〔窓口 1〕 長崎大学→環境科学部環境教育研究マネジメントセンター

担当：深見准教授 (電話：095-819-2720、メール：fukami@nagasaki-u.ac.jp)

〔窓口 2〕 雲仙市→本庁(政策企画課)

(政策企画課電話：0957-38-3111、メール：kikaku@city.unzen.nagasaki.jp)

4 当日の使用について

1. 使用承認申請に対して許可を受けた者は、長崎大学環境科学部より交付される使用申請(変更)承認書(別紙表)を当日持参の上で、施設を利用することができます。
2. 使用を終了した際には、施設、設備、備品等を原状に復帰し、鍵等を返却してください。
3. 利用にあたっては、以下の注意事項に留意してください。
 - (1) 承認を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 承認を受けた場所及び設備以外は使用しないこと。
 - (3) 火気の取り扱いに注意すること。

- (4) 使用により生じたごみ類については、各自が持ち帰ること。
- (5) 小浜バスセンター内の駐車場の駐車利用をしないこと。
- (6) 施設、設備、備品等の保全に留意すること。
- (7) 承認を受けた施設等を他の者に転貸しないこと。
- (8) センターに特別の工作をし、又は原状を変更しないこと。
- (9) この内規及び使用承認の条件に違反しないこと。
- (10) その他、環境科学部教育研究マネジメントセンターの担当職員がセンターの維持管理のために行う指示に従うこと。

5 その他

施設の利用に関するお問い合わせは、下記の担当までお願いします。

長崎大学環境科学部環境教育研究マネジメントセンター

担当：深見准教授（電話：095-819-2720、メール：fukami@nagasaki-u.ac.jp）

利用の詳細については、「長崎大学環境科学部雲仙 E キャンレッジ交流センター使用に関する内規」もあわせてご覧ください。

別紙(表)

環境科学部記入欄		
係員	学部長	受付日・番号

雲仙Eキャンレッジ交流センター 使用承認(変更)申請書

平成 年 月 日

長崎大学環境科学部長 殿

申請者

住 所

団体名

氏 名

電 話

次のとおり申請します。なお、長崎大学環境科学部の都合により許可された室を変更されても異議はありません。

1. 使用目的
2. 使用日時 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
3. 使用室名 学習研究室1 学習研究室2 セミナー室 多目的室
(○で囲む)
4. 使用備品名
5. 使用予定人数 男性 人・女性 人 (合計 人)
6. 使用責任者氏名・電話番号

雲仙Eキャンレッジ交流センター 使用(変更)承認書

承認番号 []
上記のとおり、使用を承認します。

平成 年 月 日

長崎大学環境科学部長
(公 印 省 略)

*利用にあたっては裏面も熟読の上、使用備品については誤って持ち帰ることのないよう注意してください。

雲仙Eキャンレッジ交流センター使用者心得

1. 承認を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。
2. 承認を受けた場所及び設備以外は使用しないこと。
3. 火気の取り扱いに注意すること。
4. 使用により生じたごみ類については、各自が持ち帰ること。
5. 小浜バスセンター内の駐車場の駐車利用をしないこと。
6. 施設、設備、備品等の保全に留意すること。
7. 承認を受けた施設等を他の者に転貸しないこと。
8. センターに特別の工作をし、又は原状を変更しないこと。
9. この内規及び使用承認の条件に違反しないこと。
10. その他、環境科学部教育研究マネジメントセンターの担当職員がセンターの維持管理のために行う指示に従うこと。

以上の項目をよく守り、施設・設備を大切に使用して下さい。

もし、違反されたときは、次回からお断りすることがあります。

連絡先 長崎大学環境科学部
環境教育研究マネジメントセンター
(電話：095-819-2720)